

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 有限会社高橋設備  
法人番号： 2490002003173  
住 所： 高知県高知市北竹島町476番地
- 指名停止措置期間： 令和3年1月22日から令和3年2月21日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 四国地方測量部管内

#### 4. 事実概要：

有限会社高橋設備は、民間発注の管工事2件について、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられているにもかかわらず、営業所に専任で置かなければならない技術者を主任技術者として当該工事に配置していた。このことが建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和2年12月14日、高知県知事より指示処分を受けた。

#### 5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である有限会社高橋設備の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)